



東京電力福島第一原子力発電所に対する
実施計画検査について
(令和4年度結果と令和5年度実施状況)

令和6年1月23日

原子力規制庁福島地域原子力規制総括調整官事務所



令和4年度の検査実施結果 (参考1を参照)

福島第一原子力発電所

施設定期検査については、原子炉圧力容器・格納容器注水設備等の性能検査を実施し、実施計画に定められた性能を有していることを確認した。

保安検査については、廃炉プロジェクトマネジメント、火災対策及び放射性廃棄物管理等の保安検査を実施し、主にALPS処理水の海洋放出に係る設置工事の進捗管理や核種分析の品質保証活動について確認した。さらに、放射性廃棄物管理については、令和3年度実施計画違反が確認されたことから、その是正処置について確認した。これらの結果、実施計画違反はなかった。

核物質防護検査についても、実施計画違反はなかった。



令和5年度の検査実施状況

福島第一原子力発電所

【第1四半期、第2四半期】（参考2、参考3を参照）

保安検査について、実施計画違反なし。

核物質防護検査について、実施計画違反なし。

【第3四半期】（別添資料を参照）

増設ALPS配管洗浄時に発生した身体汚染事案に係る保安検査について、結果を精査中。



福島第一原子力発電所 増設ALPS配管洗浄時に発生した身体汚染事案に係る保安検査 (1/2)

(実施概況)

- 原子力規制庁は、発生当日の10月25日に状況確認を行うとともに、翌10月26日から保安検査を実施し、事案発生時の現場状況、東京電力及び協力企業の作業体制、事前のリスク抽出、作業管理状況、当該洗浄作業の必要性等について確認。
- 保安検査は、福島第一原子力規制事務所主導により現場確認及び東京電力からの聴取という形で実施。
- 保安検査において事実関係等の確認は概ね終了。



福島第一原子力発電所

増設ALPS配管洗浄時に発生した身体汚染事案に係る保安検査 (2/2)

(暫定評価)

- 本事案は、「実施計画で定めた品質マネジメントに関する事項（社内マニュアル等含む。）の不履行」に該当し、また「放射線業務従事者の法令に定める限度を超えた被ばく又は身体汚染に至った事象」には該当しないと判断できることから、全体として「影響はあるが軽微なもの（軽微）」と評価。



原子力規制委員会ホームページ

- (参考1) 令和5年5月24日 第12回原子力規制委員会 資料4
<https://www.nra.go.jp/data/000440517.pdf>
- (参考2) 令和5年8月23日 第27回原子力規制委員会 資料2
<https://www.nra.go.jp/data/000445574.pdf>
令和5年8月23日 第28回原子力規制委員会 臨時会議 資料2
<https://www.nra.go.jp/data/000445746.pdf>
- (参考3) 令和5年11月22日 第46回原子力規制委員会 資料3
<https://www.nra.go.jp/data/000460270.pdf>
令和5年11月22日 第47回原子力規制委員会 臨時会議 資料
<https://www.nra.go.jp/data/000460358.pdf>



保安検査のイメージ

- ・保安のための措置の実施状況について確認
- ・年間を通じて保安検査期間となる
- ・原子力規制検査のガイドを活用できるものは活用
- ・検査における気付き事項は、規制事務所と1F室が協力して定性的に評価

事業者による保安活動

(廃炉プロジェクトのマネジメント等)

- ・品質保証
- ・体制及び評価
- ・運転管理
- ・燃料管理
- ・放射性廃棄物管理
- ・放射線管理
- ・保守管理
- ・緊急時の措置
- ・保安教育
- ・記録及び報告など



保安検査実施
規制事務所



検査における気付き事項の評価のイメージ

- ・実施計画検査実施要領に基づき評価

